

。 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（附則第三十七条関係）

改 正 案	現 行
第十七条（略） 2 前項の営業保証金は、経済産業省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の経済産業省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、これに充てることができる。	第十七条（略） 2 前項の営業保証金は、経済産業省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の経済産業省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。